

品川区光化学スモッグ緊急時対策実施要綱

(制定 平成5年4月1日要綱第47号)

(改正 平成12年4月1日要綱第41号)

(改正 平成13年3月30日要綱第86号)

(改正 平成14年3月20日要綱第24号)

(改正平成21年 3月27日要綱第142号)

(改正平成27年 3月11日要綱第271号)

(改正令和3年3月4日要綱第 72号)

(目的)

第1条 この要綱は、光化学スモッグ通報が発令された場合において、品川区の関係各課および各施設（以下「関係各課等」という。）に対する通報連絡体制その他必要な事項を定め、もって光化学スモッグ公害から区民の健康を守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「光化学スモッグ通報」とは、品川区を含む地域において発令された東京都大気汚染緊急時対策実施要綱（オキシダント）第5条に規定する光化学スモッグ予報、光化学スモッグ注意報、光化学スモッグ警報もしくは光化学スモッグ重大緊急報または同要綱第12条に規定する光化学スモッグ学校情報をいう。

2 この要綱において「休日」とは、品川区の休日を定める条例（平成元年品川区条例第2号）第1条に規定する日をいう。

(通報連絡体制)

第3条 光化学スモッグ通報に係る発令（解除を含む。）の内容は、別に定めるところにより関係各課等に連絡するものとする。

(緊急時の措置)

第4条 都市環境部環境課（以下「環境課」という。）および関係各課等は、光化学スモッグ通報の発令に係る連絡を受けた場合には、各施設の利用者のみならず付近の住民に対し、目につきやすい場所に発令の内容を掲示するとともに、次に掲げる注意を促すものとする。

(1) 屋外になるべく出ないようにすること。

(2) 屋外運動をさしひかえること。

(3) 光化学スモッグの被害を受けた場合は、品川保健センター、荏原保健センターまたは大井保健センターに連絡すること。

2 前項の場合において、当該光化学スモッグ通報の解除に係る連絡を受けたときは、環境課および関係各課等は、緊急時の措置を終了するものとし、日没の時点で光化学スモッグ通報の解除に係る連絡がされないときは、日没の時点をもって緊急時の措置を終了するものとする。

(区民への周知)

第5条 環境課は、光化学スモッグ通報のうち光化学スモッグ注意報、光化学スモッグ警報または光化学スモッグ重大緊急報（以下「光化学スモッグ注意報等」という。）を受信した場合および光化学スモッグ注意報等を解除する場合は、防災行政無線屋外拡声装置を使用し、区民に周知するものとする。

(住民等からの被害の通報)

第6条 環境課および関係各課等は、光化学スモッグによると思われる被害の通報を受けたときは、品川保健センター、荏原保健センターまたは大井保健センターに連絡するものとする。

(官公署との連絡調整)

第7条 環境課は、光化学スモッグ通報を受信した場合において、必要に応じて区内の官公署と連絡調整を行うものとする。

(協議)

第8条 環境課は、休日における光化学スモッグ通報の受信、連絡体制および防災行政無線の使用に関し別に関係各課と協議するものとする。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、別に都市環境部長が定める。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。